

## **案件（2）青森市災害廃棄物処理計画（骨子案）について**

# 青森市災害廃棄物処理計画(骨子案)

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 背景及び目的

本計画は、東日本大震災で災害廃棄物の処理に混乱が生じた教訓を踏まえ、災害により大量に発生する災害廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、関係機関等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るために策定するものである。

### 2 本計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「青森市地域防災計画」、「青森県災害廃棄物処理計画」等との整合を図り、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものである。

## 第2章 基本的事項等

### 1 対象とする災害

地震災害及び水害、その他自然災害

地震災害：地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波等により生ずる被害

水害：大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水等の被害

### 2 対象とする災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（放射性物質に汚染された廃棄物を除く。）

### 3 処理主体等

- (1) 市の役割：災害廃棄物処理計画の策定、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物の処理
- (2) 県の役割：市町村への支援（災害廃棄物処理計画の策定支援、技術的な援助、関係機関等との連絡調整、事務受託）
- (3) 事業者の役割：市の要請に応じ災害廃棄物処理の支援協力等

### 4 対象とする業務

収集運搬、選別・処理・再資源化、最終処分等

### 5 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るために、次の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施する。

#### ①生活環境の保全等

災害廃棄物の処理の各業務の実施段階において、生活環境保全対策及び環境モニタリングを実施

#### ②選別・再資源化の推進

災害廃棄物を可能な限り選別、再資源化し、最終処分量を低減

#### ③関係機関・関係団体との連携・協力

県、県内市町村等と調整し、広域的な処理のための連携・協力体制を整備

#### ④計画的な処理

東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内の処理完了を目指し、目標期間を設定

### 6 災害廃棄物処理の段階

災害廃棄物処理の全体を、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興等」の3段階で捉える。

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
(1) 災害予防	被害を抑止・軽減するための措置を講じる時期（災害廃棄物処理の体制整備、職員の教育訓練、分別意識の向上等啓発・広報等を行う期間）	発災前
(2) 災害応急対応	人命救助が優先される時期（災害廃棄物処理の体制構築、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間）	発災後数日間
	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	~3週間程度
(3) 災害復旧・復興	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	~3か月程度
	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	~3年程度

### 7 発災前における各主体の行動

初動期では、組織を立ち上げ、国、支援地方公共団体、民間事業者等を含む各主体間で連絡手段を確保し、協力・支援体制を構築。

災害応急対応期以降は、災害廃棄物の撤去、分別・処理・再資源化を進める。

## 第3章 災害廃棄物処理のための体制等

### 1 組織体制

- (1) 青森市災害対策本部  
市地域防災計画に基づき、市の地域内に地震・津波等の災害が発生し、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があるときは、市災害対策本部を設置
- (2) 環境部における組織体制  
災害対策本部の環境部には、災害廃棄物処理に関する班を設置
- (3) 部局横断的な連携体制  
適切な役割分担の下、部局横断的な連携体制を構築

### 2 情報連絡体制

関係機関・関係団体等との緊密な情報連絡体制を確保

### 3 協力・支援体制

関係機関及び関係団体等と締結した協定により、災害時の連携や相互協力、広域的な処理に向けて整備した体制を必要に応じて拡充

### 4 教育訓練

災害時に本計画が有効に活用されるよう、平常時に職員等への教育訓練を段階を踏みながら継続実施

### 5 一般廃棄物処理施設等の災害対策

本市は、平常時から一般廃棄物処理施設等の耐震化対策等を講じるよう努めるとともに、施設における災害時の補修体制等をあらかじめ整備

## 第4章 想定する災害

将来本市に大きな被害を与えると思われる、次の3つの最大クラスの巨大な地震・津波を対象とした被害を想定するとともに、災害廃棄物発生量等を推計した。

- (1) 想定太平洋側海溝型地震：災害廃棄物発生量 529千t
- (2) 想定日本海側海溝型地震：災害廃棄物発生量 102千t
- (3) 想定内陸直下型地震：災害廃棄物発生量 1,860千t

## 第5章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ

災害廃棄物の発生量等の推計、処理スケジュール及び処理フローの作成に関する考え方等を示す。

### 1 発生量・処理可能量

- ・市は、県の推計値を災害廃棄物の発生量とし、実績値比率での按分等により処理可能量を推計
- ・発災後、被害状況を踏まえて災害廃棄物の発生量や処理可能量を推計

### 2 処理スケジュール

- ・市は、災害廃棄物の処理を計画的に進め、早期の復旧・復興につながるよう、可能な限り早期の処理完了を目指し、適切な処理スケジュールを設定
- ・大規模災害時においても、概ね3年以内の処理完了を目指

### 3 処理フロー

- ・市は、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、災害廃棄物の種類ごとに処理方法とその量を一連の流れで示した災害廃棄物の処理フローを作成・発災後、被害状況を踏まえて、処理フローを作成するとともに、被害情報等の更新等を踏まえて、処理フローを見直し

### 4 災害廃棄物処理事業(国庫補助)の活用

- ・市が行う災害廃棄物の収集運搬及び処理について、国庫補助金を活用

## 第6章 災害廃棄物の処理方法等

災害廃棄物を処理するため必要となる「収集運搬」、「仮置場」、「生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策」、「選別・処理・再資源化」等の具体的な対策や方法等を示す。

### 1 収集運搬

市は、災害廃棄物により生活環境の保全に支障が生じないようにするために、発災後速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去

### 2 仮置場

市は、災害廃棄物により生活環境の保全に支障が生じないようにするために、発災後速やかに仮置場を確保し、災害廃棄物を分別・保管、処理等

### 3 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策

市は、災害廃棄物の処理に当たっては、住民の健康や生活環境の保全に配慮し、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において、生活環境保全対策等を実施

### 4 選別・処理・再資源化

市は、あらかじめ災害廃棄物の種類ごとに、処理方法や再資源化方法を把握し、発災後、災害廃棄物を選別、処理・再資源化

### 5 最終処分

市は、再資源化や焼却できない災害廃棄物について、最終処分を実施

### 6 広域的な処理

市内で目標期間内に災害廃棄物を処理できない場合、災害廃棄物の広域的な処理の実施を検討

### 7 仮設焼却炉等

市内で目標期間内に災害廃棄物を処理できず、県内の他市町村との連携により広域的な処理を行ってもなお、その処理を完了できない場合、仮設焼却炉等の設置を検討

### 8 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)

損壊家屋等は原則として、所有者が処分するが、通行上の支障がある場合等においては、市が所有者の意思を確認した上で、適切に対応

### 9 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散・流出や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐためその回収を優先的に行い、保管又は早期の処理を実施

### 10 津波及び水害堆積物

津波・水害堆積物は、その性状や組成によって、復興資材等としての有効利用が可能である場合、復興資材等としての活用の可否を判断

### 11 思い出の品等

市は、所有者等にとって価値があると認められるもの（思い出の品）について、廃棄せず、回収、保管し、可能な限り所有者への引渡しを実施

### 12 許認可の取扱

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平常時に関係法令の目的を踏まえ災害廃棄物の処理に係る規制緩和や期限の短縮措置等について必要な手続を精査、決定し、発災時には、必要な手続等を適切に実施

### 13 災害廃棄物処理の進捗管理

市は、災害廃棄物の発生量、処理量及び残存量等の管理を行い、災害廃棄物処理の進捗管理を実施

## 第7章 避難所ごみ及びし尿の処理

避難所では、避難所ごみやし尿が開設直後から発生することから、市は、収集運搬・処理体制を整備し、避難所ごみやし尿の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

### 1 避難所ごみ

市は、災害時においても生活ごみの処理を行うとともに、避難所において発生する避難所ごみの収集運搬・処理を実施

ごみの円滑な処理、避難所の衛生面の観点から、避難所ごみを適正に分別管理

### 2 仮設トイレ等し尿処理

市は、仮設トイレの設置及びし尿の処理を実施

## 第8章 住民に対する相談窓口の設置及び広報

### 1 災害廃棄物に関する相談窓口の設置等

市は、被災者ははじめ住民からの災害廃棄物の処理に関する様々な相談・要望・問合せに対応するため、相談窓口の設置と相談等に係る情報管理を実施

### 2 住民等への啓発・広報

市は、仮置場の必要性、災害廃棄物の分別・排出方法、混乱に乗じた不適正処理の禁止等について、平常時から継続して啓発・広報を実施